

## 始良市農業委員会総会議事録（1月）

1. 開催日時 平成30年1月31日（水） 午後1時30分～4時35分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内甌 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市藪 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（12人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 なし

### 3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 非農地証明願について
8. 議案第 6号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）について
9. 議案第 7号 農地あっせん申出（借受希望）について

10. 議案第 8 号 農地中間管理事業にかかる農地利用集積計画（貸借）の意見決定について
11. 議案第 9 号 農地の利用状況調査に係る非農地決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

#### 4. 農業委員会事務局職員

事務局長

~~振興係長~~

振興係主査

農地係長

農地係参事補

農地係主任主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

	<p><b>始良市農業委員会総会議事録（平成30年1月）</b>  （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成29年度第10回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、3番委員、4番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇主査を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把</p>

議 長	<p>握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願ひいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第1号 —————</p> <p>それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。</p> <p>1番から22番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は1月31日、契約の始期は2月1日をそれぞれ予定いたしております。</p> <p>契約年数につきましては、3年間で6件、5年間で8件、6年間で1件、9年間で1件、10年間で6件で、合計22件となっております。面積につきましては、合計50,451㎡となっております。農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから6ページでございますので、ご確認頂きたいと思ひます。ここで一か所訂正をお願いします。4ページの13番、貸人の自治会が中福良ではなく隈原でございましたので、訂正方お願いします。</p> <p>なお、総会資料の5ページ19番が8番委員、20番から22番までが5番委員の関連する議案となっております。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から18番までについて質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての1番から18番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定</p>

		<p>についての1番から18番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号19番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>19番の関係者、8番委員の退席をお願いします。</p>
	委員	(8番委員退席)
議長		<p>それでは、19番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	委員	「質疑・意見なし」
議長		<p>それではお諮りいたします。議案第1号19番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委員	[賛成多数]
議長		<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、19番については原案のとおり決定いたしました。</p> <p>8番委員は着席してください。</p>
	委員	(8番委員着席)
議長		<p>次に議案第1号20番から22番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。</p> <p>20番から22番の関係者、5番委員の退席をお願いします。</p>
	委員	(5番委員退席)
議長		<p>それでは、20番から22番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	委員	「質疑・意見なし」
議長		<p>それではお諮りいたします。議案第1号20番から22番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	委員	[賛成多数]
議長		<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、20番から22番については原案のとおり決定いたしました。</p>

	<p>5番委員は着席してください。</p> <p>委員 (5番委員着席)</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から4番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、7ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから4ページに調査書がございますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、船津在住の〇〇。譲渡人、船津在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、船津字王子原〇〇番〇 畑 541㎡です。以上で1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年1月16日譲受人と事務局とともに現地でお会いし、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は春花公民館の道路を隔てた向かい側の位置です。春花の美農里会というむらづくり委員会を中心に、畑で畦を保護する芝の苗を試作していて、それを譲受人も続けるということでした。機械も労働力もあり問題ないと思われます。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、蒲生町上久徳在住の〇〇。譲渡人、蒲生町米丸在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字川原田〇〇番田 1, 144㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年1月14日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。農作業の従事者は本人と奥さんの2人です。農機具は、トラクター、田植え機、ハーベスター、軽トラック等揃っています。また、申請地は自作地の隣で、合わせると27aになりますので、非常に条件が良いと思います。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われまので。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 それでは、3番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、蒲生町北在住の〇〇。譲渡人は、熊本県合志市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町北字権坪〇〇番〇田 1, 821㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 4番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年1月12日に譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力、技術等あり、稲作の管理を夫婦で実施しております。経営面積は現在2反3畝ですけれども、1反8畝購入で4反1畝となります。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われまので。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 それでは、4番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、東餅田在住の〇〇。譲渡人、東餅田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、東餅田字願成寺内〇〇番〇畑 502㎡です。以上で4番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の4番に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 1番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年1月16日事務局と譲受人宅を訪問し、代理人立会いの元で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地はこれまでも譲受人が借地して夫婦で耕作されているところです。現状も耕耘、整地されておりました。農機具はトラクター、耕耘機等確認しました。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p> <p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から4番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字野崎尻〇〇番〇 畑 152㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、通路です。申請理由は、通路として利用するためです。資金は現在、通路として利用しているため不要です。土地改良区等はない。現在、通路として利用しているため始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地と一体利用し、全事業面積は183.2㎡です。追認案件のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第</p>



	<p>3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅から南東に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が水路、南が通路、北が宅地です。申請実現の確実性は、転用済のため確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番について質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番は、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から21番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 譲受人、平松在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、池島町〇〇番〇 畑 192㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、一般住宅1棟の建築面積129.59㎡です。申請理由は、申請地を買受け、一般住宅を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等はなし。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富中学校から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。  譲受人、加治木町木田の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、東京都住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田 8 5 5 m<sup>2</sup>です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。  転用目的は、駐車場と重機置場です。申請理由は、社員用の駐車場及び重機置場を拡張するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加音ホールから南東に約350mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が田、南が水路、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。  譲受人、加治木町の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、京都府乙訓郡大山崎町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字西尾立〇〇番〇 畑 3 1 4 m<sup>2</sup>です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。  転用目的は、資材置場です。申請理由は、資材、廃材置場に適してい</p>

議 長	<p>るためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、ひまわり保育園から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人は2名で、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字太良山野〇〇番〇 畑 77㎡です。譲渡人、兵庫県尼崎市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字太良山野〇〇番〇 畑 248㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、月極駐車場用地として計画していた土地が、始良市に収用されることとなり、その対償地として、当該地を取得し、月極駐車場として活用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、桜島サービスエリアから南に約20mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>5番についてご説明申し上げます。</p>

<p>議 長</p>	<p>譲受人、西餅田在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字上長迫〇〇番〇 田 48㎡、〇〇番〇 田 160㎡、合計2筆の208㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、平成30年6月から開業予定の始良こどもクリニック職員の駐車場を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、しまむら始良店から東に約30mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が国道、南が田、北が転用地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、熊本県水俣市在住の〇〇、他1名。土地の所在は、加治木町木田字弥勒〇〇番〇 田 449㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、駐車場です。申請理由は、申請地は自社展示場に約100mと近く交通の便が良いため、自社駐車場として造成したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。現地調査の際にすでに造成がされていきましたので、顛末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。補足して申し上げますと平成3年8月26日付けで5条の許可を得て一般住宅を建築する予定でしたが、造成のみした旨が顛末書に記載されています。違反転用ではありませんので県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取は必要ないと思われま</p> <p>す。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>3種農地で問題なし。申請地の位置は、弥勒公民館から南に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が宅地、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、先ほど事務局から説明があったとおり顛末書を提出をすることです。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>7番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、奈良市在住の〇〇。土地の所在は、宮島町〇〇番〇 畑 98㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、始良市内の中心市街地で市役所本庁も近く生活環境は揃っているのので、古屋を解体撤去して宅地造成2区画をするためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 宅地 354㎡と一体利用し、全事業面積は452㎡です。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、建昌小学校から西に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>8番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、三拾町在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字岩瀬戸〇〇番 畑 311㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。 転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、太陽光発電所建設のためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良西部森林組合から北東に約350mの位置です。被害防除の現況は、東が山、西が雑種地、南が山、北が山です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の9番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>9番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町日木山在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字中松原〇〇番〇 田 991㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲1区画として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。すでに埋め立てていますので始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認案件のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良駅から東に約400mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が雑種地、南が市道、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字原口原〇〇番〇 畑 416㎡です。権利</p>

議 長	<p>内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を宅地分譲1区画として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県防災研修センターから北西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の11番について事務局の説明を求めます。</p> <p>11番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、松原町在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字野崎尻〇〇番〇 田 824㎡、〇〇番〇 畑 52㎡、合計2筆の876㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は作業場、倉庫1棟の建築面積78㎡です。申請理由は、申請地を取得して作業場及び倉庫等に利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅から南東に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の12番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>12番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人は2名で、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字百田〇〇番〇田1,045㎡です。譲渡人、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字百田〇〇番〇田88㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を宅地分譲1区画として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、県立始良高等技術専門学校から東に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が農道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の13番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>13番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、東餅田在住の〇〇。貸人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字塩入〇〇番田905の内338㎡です。権利内容は使用貸借権の設定です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は貸家2棟の建築面積133.32㎡です。申請理由は、申請地を母から借受け、貸家を建築したためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。現地調査時にすでに造成工事が始まっていたので、現地調査委員より指摘のあった始末書は提出されています。被害防除計画書の添付があります。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅から南東に約450mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が宅地、南が転用地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及</p>



<p>議 長</p>	<p>び特記事項はなし。事務局から説明がありましたとおりの始末書の添付をお願いしています。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の14番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>14番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、東餅田在住の〇〇。貸人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、東餅田字塩入〇〇番 田 905の内321㎡です。13番の申請地の南側です。権利内容は使用貸借権の設定です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は一般住宅1棟110.55㎡です。申請理由は、現在の住まいが手狭になったため、母より土地を借受け、自家を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。現地調査委員より指摘のあった始末書は提出されています。被害防除計画書の添付があります。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>12番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅から南東に約450mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が宅地、南が畑、北が転用地です。南は田になっていますが、畑として利用するという事でした。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の15番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>15番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、平松の〇〇代表役員〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字前畑〇〇番 田 719㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第二種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は駐車場です。申請理由は、当寺院に来院者の駐車場に利用する計画にいたるためです。資金は融資で対応し、土地改良区の見解書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良消防分遣所から北に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が宅地、南が宅地と水路、北が転用地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の議案に入る前に休憩といたします。 (休憩)</p>
委 員	<p>時間になりましたので、議事を再開したいと思います。 5番推進委員。</p>
議 長	<p>先ほど現地調査報告をした現地調査報告書8ページの議案第4号の3について、申請地の位置はひまわり保育園から約20mの位置と報告しましたが、100mの誤りでした。訂正をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、次の16番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>16番についてご説明申し上げます。 譲受人、大阪府大東市在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字岩下〇〇番〇 田 329㎡、〇〇番〇田 222㎡、合計2筆の551㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が近隣商業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は一般住宅2棟の建築面積144.36㎡です。申請理由は、鹿児島市へ永住する計画及び父親が居住する家屋も同時に建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、コスモス加治木店の隣接地です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市の雑種地、南が田、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上</p>

議 長	です。
事務局	<p>次の17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>17番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、兵庫県尼崎市在住の〇〇、他1名。土地の所在は、東餅田字塩入〇〇番〇 田 8 7 4 m<sup>2</sup>です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を宅地造成3区画に適した場所であると判断したためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、帖佐駅から南東に約600mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道、南が水路、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の18番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>18番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、霧島市の有限会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、大阪府三島郡本町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町日木山字干迫〇〇番〇 田 3 2 9 m<sup>2</sup>です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準工業地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は宅地造成です。申請理由は、閑静な住宅街で加治木駅も近く、宅地造成1区画するには最適地であるためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、5番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、加治木工業高校から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が水路、南が市道、</p>

<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>北が田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の19番について事務局の説明を求めます。</p> <p>19番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、東餅田在住の〇〇。譲渡人、西餅田在住の〇〇、他3名。土地の所在は、東餅田字願成寺〇〇番〇 畑 32㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は通路です。申請理由は、自宅への通路が狭いので、拡張する計画であるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、14番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>14番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、JAあいら始良支店から東に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が墓地、西が通路、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>次の20番について事務局の説明を求めます。</p> <p>20番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、東餅田在住の〇〇。土地の所在は、西宮島町〇〇番〇 畑 320㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は駐車場です。申請理由は、申請地の隣接地に支店を建設するのでお客様駐車場として利用するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員 2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、始良小学校から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の21番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 21番についてご説明申し上げます。  譲受人、鹿児島市の〇〇株式会社代表取締役〇〇。譲渡人、平松在住の〇〇。土地の所在は、三拾町字櫻木〇〇番 田 184㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。  転用目的は太陽光発電所です。申請理由は、太陽光発電所建設のためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。先に造成しているため始末書の添付があります。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員 13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、始良西部森林組合から北に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が雑種地、南が雑種地、北が雑種地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。  これより、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から21番までについて一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。  議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から21番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から21番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。
		————— 議案第5号 —————
議長		次に、日程第7、議案第5号非農地証明願について議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第5号非農地証明願についてご説明申し上げます。1番についてご説明申し上げます。 申請人、下名在住の〇〇。所有者も同一です。土地の所在は、下名字一町田〇〇番〇 田 429㎡です。農地区分は、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。変更年月日は平成5年です。現況は宅地です。申請理由は平成5年の県道改良時に申請地に移転したためです。以上です。
議長		ただいまの説明に関連して、13番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	13番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地です。申請地の位置は、山田中学校から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が道路、西が田、南が道路、北が田です。非農地として認定するやむを得ない理由は、平成5年県道移転で鶴田公民館として使用されており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議長		これより、議案第5号非農地証明願についての1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それではお諮りいたします。議案第5号非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]

議 長	<p>賛成多数により、議案第5号非農地証明願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第8、議案第6号農地あっせん申出（売渡・貸付希望）について議題に供します。</p> <p>1番から3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは、議案第6号農地あっせん申出（売渡・貸付希望）についてご説明いたします。総会資料は、17ページでございます。今月の申請につきましては、3件となっております。参考資料につきましては、91ページから93ページになりますので、ご審議の参考として下さい。</p> <p>それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、加治木町木田字屋之上〇〇番〇 田 858㎡です。申請人は、鹿児島市在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっております。</p> <p>続きまして、2番をご説明いたします。内容につきましては、売渡です。土地の所在が、加治木町辺川字大王〇〇番〇 田 671㎡です。申請人は、兵庫県在住の〇〇。譲渡希望価格は、農業委員会一任となっております。なお、貸付も希望されており、その際の小作料は、無償でも可とのことです。</p> <p>続きまして、3番をご説明いたします。内容につきましては、貸付です。土地の所在が、加治木町辺川字外宮田〇〇番〇 田 1,285㎡です。申請人は、加治木町辺川在住の〇〇。希望期間及び小作料は、農業委員会一任となっております。以上、議案第6号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第6号1番から3番について一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第6号農地あっせん申出（売渡・貸付希望）についての1番から3番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第6号農地あっせん申出(売渡・貸付希望)についての1番から3番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第6号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p>

		各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長	委 員	「意見なし」
		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第6号 農地あっせん申出（売渡・貸付希望）についての、 1番については、6番委員、6番推進委員、16番委員、2番につい ては、8番推進委員、11番委員、5番推進委員、3番については、8 番推進委員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。
議 長	委 員	「はい」
		それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
		————— 議案第7号 —————
議 長		次に、日程第9、議案第7号農地あっせん申出（借受希望）について 議題に供します。 1番から2番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第7号農地あっせん申出（借受希望）についてご説明 いたします。総会資料は、18ページでございます。今月の申請につき ましては、2件となっております。参考資料につきましては、94ペー ジから97ページになりますので、ご審議の参考として下さい。 それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、借受です。 申請者は、蒲生町米丸在住の〇〇。希望地区は、蒲生町米丸。希望面積 は、10,000㎡の田で水稻を予定しています。希望期間は10年。 希望小作料は10a当たり〇〇円となっております。 続きまして、2番をご説明いたします。内容につきましては、借受で す。申請者は、船津在住の〇〇。希望地区は、寺師・船津・春花。希望 面積は、5,000㎡の田畑で有機野菜を予定しています。希望期間は 5年以上。希望小作料は標準額。条件として排水が良い所を希望されて います。以上、議案第7号の説明を終わります。
議 長		これより、議案第7号1番から2番について一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それではお諮りいたします。議案第7号農地あっせん申出（借受希望） についての1番から2番について、原案のとおり受理することに賛成の



委員	委員は、挙手をお願いします。
議長	<p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第7号農地あっせん申出(借受希望) についての1番から2番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
議長	<p>委員 「意見なし」</p> <p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第7号農地あっせん申出(借受希望) についての、1番については、10番推進委員、2番委員、2番については、2番推進委員、14番委員にお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>委員 「はい」</p> <p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしく願いいたします。</p>
<p>————— 議案第8号 —————</p>	
議長	<p>次に、日程第10、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について、ご説明します。資料は、19ページから21ページですので、審議の参考にしてください。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号の農用地利用集積計画(貸借)の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程いたします。</p> <p>利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、21ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください。なお、16番から19番が18番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願いします。</p> <p>19ページをお開きください。利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 弓指 博</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>昭です。募集期は、平成29年VI期です。利用権設定開始日は、平成30年3月1日からとなります。今回の募集期は、本年の12月中に公募を行い、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が公告し、県が配分計画を公告・認可することで効力が発生します。</p> <p>今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で19筆、農地面積は22,515㎡です。設定する期間は、5年が1筆、10年が18筆です。</p> <p>資料の20ページをご覧ください。借換区分別の集計と集積率についてご説明します。</p> <p>今回の設定する地域は、船津地区、蒲生町の北地区、白男地区です。</p> <p>まず、船津地区につきましては、借換区分は新規のみ、2筆の面積1,686㎡です。権利別は賃貸借のみ、期間別は10年のみとなっております。</p> <p>続きまして蒲生町北地区につきましては、全体で8筆の面積10,396㎡です。借換区分は、新規が1筆の932㎡、権利別は賃貸借、期間別は10年のみとなっております。A to A、いわゆる本人が機構に貸し出して本人が借り入れするパターンが1筆の1,262㎡、権利別は賃貸借、期間別は10年のみとなっております。載せ換えが6筆の8,202㎡、権利別は使用貸借が1筆の1,831㎡、賃貸借が5筆の6,371㎡、期間別は全て10年となっております。</p> <p>次に蒲生町白男地区につきましては、全体で9筆の面積10,433㎡です。借換区分は、新規が6筆の6,225㎡、権利別は賃貸借のみ、期間別は5年が1筆の400㎡、10年が5筆の5,825㎡となっております。載せ換えが3筆の4,208㎡、権利別は賃貸借のみ、期間別は10年のみとなっております。</p> <p>地域集積の表をご覧ください。今年度本市が候補地区に指定し、重点的に事業推進を行っている蒲生町北地区及び白男地区が記載されております。なお、船津地区については、個別申請となっておりますので、集積率には記載しておりません。ご了承ください。</p> <p>蒲生町北地区は、区域面積352,843㎡に対して今回の申請面積が10,396㎡となっております、集積率は2.95パーセントとなっております。蒲生町白男地区は、区域面積302,733㎡に対して今回の申請面積が10,433㎡となっております、集積率は3.45パーセントとなっております。以上で、議案第8号の説明を終わります。</p> <p>それでは、1番から15番について、一括して質疑に入ります。ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑・意見なし」</p> <p>それでは、お諮りいたします。 議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の</p>
----------------------------------	--

		意見決定についての1番から15番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第8号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から15番については原案のとおり決定いたしました。
		なお、議案第8号16番から19番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。
		16番から19番の関係者、18番委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	(18番委員退席)
		それでは、16番から19番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それでは、お諮りいたします。
		議案第8号16番から19番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第8号16番から19番については原案のとおり決定いたしました。
		18番委員は着席してください。
議 長	委 員	(18番委員着席)
		————— 議案第9号 —————
議 長		次に、日程第11、議案第9号農地の利用状況調査に係る非農地決定について議題に供します。事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第9号地の利用状況調査に係る非農地決定についてご説明いたします。資料は22ページから30ページとなりますので審議の参考にしてください。本案件につきましては、本市技連会職員及び農業委員会両委員の皆様方が7月から8月にかけて実施した農地の利用状況調査の判定でB分類とした農地を再度12月に農業委員会委員の皆様方に非農地判断をしていただきましたが、再調査においても非農地と判

	<p>断された農地について、非農地の決定を受けようとするものです。それでは、資料の22ページをご覧ください。非農地決定集計表についてご説明いたします。今回、非農地として決定を受けようとするものについては、市全体で200筆の面積161,816㎡です。内農振農用地は50筆の54,476㎡です。地区ごとの内訳といたしましては、始良地区の全体が62筆の48,385㎡、内農振農用地が6筆の8,695㎡です。加治木地区の全体が89筆の78,778㎡、内農振農用地が41筆の40,579㎡です。蒲生地区の全体が49筆の34,653㎡、内農振農用地が3筆の5,202㎡です。なお、区分の田畑の内訳につきましてはお目通しの上、ご確認をお願いします。</p> <p>続きまして、資料の23ページをご覧ください。対象農地の所在地、登記地目、登記面積、登記名義人の氏名及び住所、農振農用地の区分、調査時の現況について、各筆の情報を本ページから30ページにわたり記してありますのでご確認をいただきたいと思います。なお、登記名義人の住所欄が空白の方がおられますが、すでに死亡され相続もなされず、未相続農地となっている農地ということでご理解をいただきたいと思います。農用地欄につきまして、空白と農振外は農振農用地外の農地です。農用地(田)(畑)等と農用地が記している場合は農振農用地の農地となります。調査現況につきましては、12月の調査時の現況が記載してございます。以上で、議案第8号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第9号について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第9号農地の利用状況調査に係る非農地決定について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第9号農地の利用状況調査に係る非農地決定については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の2ページをご覧ください。</p>

議 長	<p>21番につきましては、売渡としての申請から5年以上経過しておりますので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。以上で報告を終わります。</p> <p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 8番委員。</p>
委 員	<p>8番委員です。35番の〇〇さんは、今日の4ページの12番で利用権設定がされています。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。こちらのほうは、今回で終了ということにさせていただきます。</p>
議 長	<p>他にございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。</p>
<p>————— 農用地利用集積計画合意解約 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第13、農用地利用集積計画の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。1月は、15件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（1月分）をのちほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。 10番推進委員。</p>
委 員	<p>10番推進委員です。3ページの13、14番について、事務局に伺います。〇〇さんが耕作不便のために解約されていますけれども、現状はまだ稲がある状態で、昨年コンバインを大型化し、入らないという理由でそのままの状態になっています。解約する場合には条件があるのではないかと思います。まだ不勉強なので教えていただきたい。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>今のご質問でございますが、合意解約につきましては、原状回復を返すこととなっております。現地を確認して、原状回復されていないようでしたら、〇〇さんにこちらから指導をさせていただきたいと思</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ます。以上です。</p> <p>5番委員。</p> <p>5番委員です。10番推進委員から話がありましたけれど、元々農業委員をされていた方でよくわかっていらっしゃると思います。先ほどこの地区にあっせん（借受）がでていましたが、果たしてこの田をあっせんしてよいか非常に迷うところです。こういう場合はどうしたらいいのでしょうか。</p> <p>借りられていた〇〇さんは大型の機械を買ったものですから、田植えはされて刈っていないという状況です。去年は他の人をお願いされて刈っていました。こういう場所を新しい方にあっせんしてよいのか。10番推進委員と話をしたのですが、他の委員の意見を聞きたいです。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>9番委員。</p> <p>9番委員です。〇〇さんは元農業委員で仲間ですのでよくわかっていらっしゃると思います。やはり自分から進んで借り受けられたわけですから、原状回復して返されて、その後にあっせんをするというのが筋道でないかなと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>12番委員。</p> <p>12番委員です。合意解約がでてくる時点で、一度、事務局で審査をする必要があると思います。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局。</p> <p>現在のところは、合意解約がでた時点で確認はしていません。今後必要であれば、確認をします。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>こういう案件が、今後増え続ける確立が高いか低いかはわかりませんが、書面の合意解約だけでいいのかという12番委員からのご意見です。他の委員の方はどう思われますか。書類がでてきたら事務局で確認をする、あるいは委員の皆さんが当番制で月1回確認をする等ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>8番委員。</p> <p>8番委員です。事務局も大変だろうと思います。農業委員と推進委員がいるわけですから、申請がでた時点で申請地に近い委員に確認をしてもらうというような方法はいかがでしょうか。それと、担当地区でない、この農地は圃場整備をされているあたりの農地ですか。</p>

議 長	事務局。
事務局	圃場整備をした田です。
委 員	それだったら耕作不便というのはあたらぬのではないですか。
事務局	この合意解約の理由は、申請書に記載された内容を載せています。そのため、ご本人が書かれた理由になります。
議 長	9番推進委員。
委 員	9番推進委員です。この件に関わらず、合意解約はよくあることかもしれませんが、最初の契約の8割くらいは耕作をするように心がけてほしいと思います。私が田を11町くらい耕作していますが、20枚近くはへる田です。コンバインが1度に3回くらいはまってしまって、パワーショベルで引っ張ってもらうこともあります。もうその田も6年作っています。簡単に解約するのではなくて、頑張っ作ってほしい。農業委員会からも耕作者に理解を求めたほうがいいのではないかと思います。
事務局	15番委員。
委 員	15番委員です。あっせんについて、地域柄もあると思う。中山間地域ですと、合意解約をするときには次に作る人をみつけないといけない。北山まで来て作ってくれる人はなかなかいない。合意解約がでた時は、私は必ず見について、前例もありますけれども、畦が壊れていたものですから、原状復旧をしてもらいました。その上で次の人にあっせんしないと作り手はいないものですから。合意解約がでた場合は、担当地域の農業委員や推進委員が行って、注意したほうがいいと思います。そこを把握していないと、後の作り手がみつけにくいです。先ほど9番推進委員が言われた、へるという情報も把握できていれば、後から作り手に苦情を言われるより、先にへるということと言える。そのための委員じゃないかなと思っています。よろしくお願いします。
議 長	16番委員。
委 員	事務局に申請があった場合に、貸人、借人両者の合意の有無は確認をされるのですか。
議 長	事務局。
事務局	合意解約書には、両者の印が必要です。それをもって両者の合意によって解約されたと認めています。

委員	今回のケースでは、今の状況を認められたということですか。
事務局	合意解約については、認めています。ただし、原状回復をして返すのが基本ですので、指導していきます。
委員	通常はそれでいいと思うのですが、今回は元農業委員というのが入ってくると思うのですが。
事務局	元農業委員ということで、原状回復をして返すのはご存知だと思いますが、事情は話を聞かないとわかりません。事情をお聞きして、指導をするしかないと思います。
議長	9番推進委員。
委員	9番推進委員です。今の件に付随すると思うのですが、悪い田は返すが、面積は減らしたくないのでまた借りたいという場合もあると思う。例えば中間管理機構を通した場合に、本当に作りたい人に貸してほしい。
議長	9番委員。
委員	9番委員です。私も同意見です。悪い田は返して、いい田は借りたいというのはあまり身勝手だと思う。あまり身勝手なことは農業委員会として許してはいけないと思います。
議長	12番委員。
委員	12番委員です。〇〇さんの合意解約は中間管理機構とは別問題です。原状回復をなさっていないから問題となっている。これをどうするかを議論しないと。全く違う方向にいつているような気がします。この問題についてはです。
議長	7番委員。
委員	7番委員です。最初言われた〇〇さんの件については、先ほど8番委員が言われたとおり農業委員、推進委員で確認をして、その上でよいとするかしないか統一した見解をここで作ればよいと思います。どうでしょうか。
議長	事務局。
委員	7番委員からありましたとおり、確認していただけるならありがたいです。その後のスムーズな移動で農地を守れるのではないかと思います。



議 長	それでは、ただ今でてまいりましたとおり、合意解約の場合は、その地区の農業委員、推進委員で確認をするということについて、賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	事務局よろしいですか。
事務局	来月から合意解約がでたときには、地区の担当委員に連絡をさせていただいて確認をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。
議 長	他にございませんか。 6 番委員。
委 員	6 番委員です。今あつせんのことと議論がされていましたが、付け加えて私が懸念している問題もあるようです。16 番ですが、この貸人は身内です。貸人が4、5年前から悩んでいるのが、親の農機具はあるが農業をしたことがない。作る人を探してと頼まれる。今回の分は、農地の一部なので、これからまだまだ増えてくると思う。世代交代で農業をしたことのない子の世代になってきている。
議 長	他にございませんか。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	————— その他 —————
議 長	それでは日程14、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
事務局、委員	○和解仲介について事務局からの説明、担当委員からの報告
議 長	本当にご苦労様でした。 他にございませんか。 9 番委員。
委 員	○木津志での基盤整備事業説明会について、事務局へのお礼
議 長	2 番推進委員。

委員	○住吉の基盤整備事業の状況について説明
議長	12番委員。
委員	○あっせんをした農地の賃借料未納への対応についての質疑
議長	8番推進委員。
委員	○今後の合意解約の流れについて質疑
議長	5番委員。
委員	○地区別意見交換会の開催について提案と了承
議長	他にございませんか。 それでは、以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
事務局、委員 事務局	○下限面積検討委員会について説明と委員長からの報告 ○違反転用の状況について説明 ○農業新聞の加入推進についてお願い ○活動記録簿の記入について説明
議長	他にございませんか。 それでは以上をもちまして、平成29年度第10回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	[閉会] 姿勢を正してください。  一同礼。

議事録署名委員

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_